

上越市歴史的建造物等整備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、上越市歴史的建造物等整備支援基金条例（平成21年上越市条例第4号）及び上越市ふるさと上越応援基金条例（令和4年上越市条例第1号）に基づき設置する基金からの繰入金等を財源として、歴史的建造物等を整備する人及び団体に対し、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「歴史的建造物等」とは、歴史的建造物及び産業遺産をいう。

2 この要綱において「歴史的建造物」とは、本市の区域に存し、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 国、県又は市の文化財の指定を受けている建造物
- (2) 国登録有形文化財の登録を受けている又は登録を受ける見込みである建造物

3 この要綱において「産業遺産」とは、本市の区域に存する施設、建築物及び構築物で近代産業の形成及び発展に重要な役割を果たしたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる人及び団体（以下「補助対象者」という。）は、歴史的建造物等を所有し、又は歴史的建造物等を所有する人及び団体から当該歴史的建造物等の整備及び改修後の利用（以下「利用」という。）について承諾を得ているものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、歴史的建造物等の保全又は改修に係る事業で、利用が政治、宗教又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する事項を目的とするものでないものとする。

2 補助対象事業の実施期間（以下「実施期間」という。）は、次条の規定による認定のあった日の属する年度の初日から起算して5年以内とする。ただし、災害その他市長がやむを得ない理由があると認める場合は、1年に限り実施期間を延長することができる。

(補助対象者の認定等)

第5条 補助対象者になろうとする人及び団体は、あらかじめ、補助対象者及び補助対象事業の認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。

2 前項の規定により認定を受けようとする人及び団体は、上越市歴史的建造物等整備支援事業補助対象者認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなけれ

ばならない。

- (1) 補助対象事業に係る事業計画書、設計図面及び見積書の写し
- (2) 補助対象事業の実施後における利用計画書
- (3) 歴史的建造物等の所有者でない場合にあっては、歴史的建造物等の整備及び利用に係る所有者からの承諾書、協定書その他これらに代わるものと市長が認める書類の写し
- (4) 団体にあっては、規約、会則その他団体の概要を確認することができる書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査したときは、認定の可否を決定し、上越市歴史的建造物等整備支援事業補助対象者認定^{決定}通知書（第2号様式）により^{却下}通知するものとする。

4 前項の場合において、必要があると認めるときは、上越市歴史的建造物等整備支援事業選定に関する懇談会開催要綱（平成21年4月1日実施）に基づき開催する上越市歴史的建造物等整備支援事業選定懇談会の意見を聴くことができる。

5 前各項の規定は、認定を受けた内容について重大な変更がある場合について準用する。
（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、前条の規定により認定を受けた補助対象事業（以下「認定事業」という。）に要する費用に4分の3を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とし、一の認定事業につき、750万円を上限とする。

2 補助金の交付は、一の認定事業につき、一の年度当たり1回とし、3回を限度とする。
（実績報告書の添付書類）

第7条 規則第8条第1項の必要な書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 補助対象事業に係る領収書の写し
- (2) 補助対象事業の実施前、実施中及び実施後の歴史的建造物等の状況及びその活動状況を撮影した写真
- （その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、平成23年8月31日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成25年1月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の上越市歴史的建造物等整備支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に申請のある補助金の交付について適用し、同日前に申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の実施の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市歴史的建造物等整備支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に認定申請のある補助金の交付について適用し、同日前に認定申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和7年7月1日から実施する。

(適用区分)

- 2 改正後の上越市歴史的建造物等整備支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の実施の日以後に認定申請のある補助金の交付について適用し、同日前に認定申請のあった補助金の交付については、なお従前の例による。

第1号様式（第5条関係）

上越市歴史的建造物等整備支援事業補助対象者認定申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

住 所 （ 所 在 地 ）

団 体 名

氏名（代表者氏名）

電 話 番 号

上越市歴史的建造物等整備支援事業の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

1 事業内容

事業名	
歴史的建造物等の所在地	
実施期間	年 月から 年 月まで
事業費	円
補助金交付要望額	円
申請理由	
添付書類	(1) 補助対象事業に係る事業計画書、設計図面及び見積書の写し (2) 補助対象事業の実施後における利用計画書 (3) 歴史的建造物等の所有者でない場合にあっては、歴史的建造物等の整備及び利用に係る所有者からの承諾書、協定書その他これらに代わるものと市長が認める書類の写し (4) 団体にあっては、規約、会則その他団体の概要を確認することができる書類の写し (5) その他市長が必要と認める書類
備考	

2 団体構成（団体の場合のみ）

フリガナ		
団体又はグループ名		
代表者	フリガナ	
	氏 名	
	住 所	〒 ー
	連 絡 先	TEL () FAX () e-mail
担当者	フリガナ	
	氏 名	
	住 所	〒 ー
	連 絡 先	TEL () FAX () e-mail
構 成 人 員		人
団体設立の経緯		
備 考		

（上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約）

- (1) 補助金を暴力団の活動に使用しません。
- (2) 補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付の決定を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還することを承諾します。

☐ 上記について誓約します。（☐にレ点を記入してください。）

第 2 号様式（第 5 条関係）

上越市歴史的建造物等整備支援事業補助対象者認定
決定
通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付けで申請のあった上越市歴史的建築物等整備支援事業補助対象
と お り 決 定
者の認定について、次の したので通知します。
理由により申請を却下

決 定	事 業 名	
	歴史的建造物等 の 所 在 地	
	実 施 期 間	年 月から 年 月まで
	事 業 費	円
	備 考	
却 下	理 由	